

高松市立仏生山小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によるものとし、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係ある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（高松市いじめ防止基本方針 平成27年4月23日策定、平成29年12月22日改訂）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめ早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業に心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめ

(1) いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。

① 道徳だよりの作成

道徳だよりに「かけはし」や団だよりで、その月の重点価値に関する子どもの学びや様子について保護者に伝える。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、以下の教育活動等を推進する。

- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主的活動の工夫

② 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな学力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決の向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。

- ・ 児童のささいな変化に気付く。
- ・ 「いじめはどの学校でも、どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。
- ・ おかしいと感じた児童が見られる場合には学年団や生徒指導委員会等において、気付いた

ことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

- ・ けんかやふざけ合いでも、気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。
 - ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いを持ち、児童の変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するように努める。そのことで、いじめの解消に向けたスタートラインに立つ。
 - ・ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動等で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ・ 児童向けの教育相談アンケートを年に3回行い、児童の実態把握に努める。
 - ・ 実践的な態度を養う道徳教育を推進する。
- (2) いじめへの早期対応を行い、全教員が一致団結して問題の解決を図る。
- ・ いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の安全・安心を最優先に考え、いじめている児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ・ 傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であるということを指導する。
 - ・ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - ・ いじめられている児童の心のケアのために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、支援を行っていく。
- (3) いじめの解消の判断
- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- 以上の2つの要件が満たされているものとする。ただし、解消している状態とは、あくまで一つの段階に過ぎないので、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。
- (4) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み
- ・ いじめ問題が起きたときには家庭との連絡をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をしない。
 - ・ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- (5) 学校評価による検証改善
- 学校評価の結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

① 生徒指導委員会

緊急で重大な問題が発生した場合は、管理職を中心に適切な処置をとるとともに、校長の指示により生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。生徒指導委員会参加のメンバーは必要に応じて地域や関係機関と連携した組織で構成する。月1回、全教職員で児童の現状や指導についての情報の交換、共通理解を図る。

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラーなどによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図る。

生徒指導委員会の参加メンバーは、以下の通りである。

校長、教頭、生徒指導主事、PTA会長、PTA生活指導部長、高松南警察署、主任児童委員、校区連合自治会長、青少年健全育成連絡協議会会長